

# 多面的機能支払交付金 兵庫県要綱基本方針 令和2年度 主な改正点

## 1 国制度改正分

- ・令和2年度国制度改正に基づく、農地維持<sup>9</sup>「機械安全研修」および資源向上共同、<sup>57</sup>「やすらぎ福祉および教育機能の活用」等を追加

## 2 県独自分

### 1) 農地維持

<sup>9</sup>水路附帯施設保守管理に配水操作追加

<sup>15</sup>ため池附帯施設保守管理に配水操作追加

<sup>111</sup>～<sup>113</sup>融雪・除排雪関係を今後も使用見込みがないことから削除

小規模集落加算は国通知を受け、本県では適用しないことを追記、項目削除

### 2) 資源向上共同

<sup>25</sup>水路機能診断 水路に頭首工明記、土砂や障害物堆積状況追記

<sup>53</sup>農地周り強化に対策施設の管理を追記

### 3) 長寿命化

農道の更新のみが全幅2.5m以上となること分かるように変更

<sup>61</sup>水路補修に取水施設取水機能回復、水路浚渫を追加

<sup>62</sup>水路更新に法面の補強とカバープランツ設置追加

<sup>64</sup>農道更新に全幅2.5m以上明記、法面の補強とカバープランツ設置追加

<sup>66</sup>ため池更新に法面の補強とカバープランツ設置追加

管理用通路の舗装・側溝の設置追加

<sup>171</sup>農用地補修 文言訂正

<sup>172</sup>農用地更新 文言訂正、法面の補強とカバープランツ設置追加

## 3 附則

適用時期等追記 令和2年4月1日以降事業計画認定するものから対象を明記